

アンテナはハンディー機に付属しているアンテナ、またはそれに準じるホイップアンテナを使用すること。同軸ケーブルその他を使用した外部アンテナは不可。変換コネクタは可。
無線機とアンテナ、その他付属機器の全てを体に身につけて軽快に動けること。
公共の交通機関及び自動車を除く手段を使つての移動であればコンテスト期間中に移動してもかまわないが、運用を開始したマルチエリアからは外へ出ないこと。上手に移動して広範囲の方とQSOして下さい。
参加はシングルバンドでもマルチバンドでもかまわない。
使用した無線機、電源、ホイップアンテナの型式をサマリーシートの意見欄に記入のこと。

5、交信方法

(1) 呼び出し

県内局・・・<電信> CQ TEST <電話> CQ オール兵庫コンテスト

県外局・・・<電信> CQ HG TEST <電話> CQ オール兵庫コンテスト

注意 呼び出し時に運用地点を入れるなどして県内局と県外局が区別出来るように配慮して下さい。

(2) 交信 (SWLは受信) の相手局

県内局・・・全ての局 県外局・・・兵庫県内で運用する局に限る SWL・・・兵庫県内で運用する局に限る

6、コンテストナンバーの交換

(1) 県内局・・・RS(T)+JARL制定の市郡区ナンバー

(2) 県外局・・・RS(T)+JARL制定の都府県支庁ナンバー

(3) 海外局・・・RS(T)のみ

7、交信上の禁止事項

(1) クロスバンドによる交信。(2) レピーターを用いての交信。(3) 運用場所の変更。(但し、FMハンディー機部門は除く)

(4) シングルオペ局の2波以上の電波の同時発射。(5) マルチオペ局の同一バンド内での2波以上の電波の同時発射。(6) 複数地点からの運用。

(7) 使用周波数帯からの逸脱。

8、得点及びマルチプライヤー

(1) 得点

第6項に定めるコンテストナンバーの交換が完全に行なわれた交信 (SWLは受信) を1点とする。但し、同一バンドにおける重複交信は、1交信を除き、電波型式が異なっても得点としない。また、県外局 (海外局を含む) 同士の交信は無効とする。

(2) マルチプライヤー

県内局・・・各バンドで交信した異なる都府県支庁の数及び兵庫県内の異なる市郡区の数之和 (海外局との交信はマルチとしない)

県外局・・・各バンドで交信した異なる兵庫県内の市郡区の数之和

SWL・・・各バンドで受信した異なる兵庫県内の市郡区の数之和

(注意: 区は神戸市に限り有効とし、神戸市(2701)だけのカウントは無効)

9、総得点の計算方法

(1) マルチバンド・・・(各バンドで得た得点の和) × (各バンドで得たマルチプライヤーの和)

(2) シングルバンド・・・(そのバンドで得た得点の和) × (そのバンドで得たマルチプライヤーの和)

10、書類の提出

(1) 現JARL制定の「サマリーシート及びログシート(A4サイズ)」、もしくはこれと同書式のものを使用し、所定の事項を記入すること。

電子ログ(e-mail)による場合は所定の様式(JARL Webを参照)で作成したデータをテキストメールとして提出先アドレスに送信してください。

(2) ログシートは、各バンド毎に別々のログシートに記載すること。

(3) 書類は、第4項のうち一種目のみに提出すること。(重複エントリーは失格)

(4) マルチプライヤー欄には、交信した都府県支庁ナンバーを記載すること。

(5) 同一バンドにおける交信局数が200局以上となった場合、重複交信・マルチプライヤーを確認した資料(A4サイズのチェックリスト、サマリーシート)を同時に提出すること。なお、様式は自由。

(6) 提出先・・・紙ログ: 〒658-0014 兵庫県神戸市東灘区北青木4-17-2-401 梅木方

JARL兵庫県支部 オール兵庫コンテスト委員会 宛

電子ログ: hgtest@jarl.gr.jp

(電子ログについての問い合わせは、hyogo@jarl.com へお願いします)

(7) 提出締切日・・・平成23(2011)年1月18日(消印有効)

11、賞

各種目の書類提出局には、その局数に応じて次の順位の局に賞状を贈る。

(1) 30局以下の場合・・・第1位

(2) 31局以上の場合・・・第3位まで

12、参加賞は終了しました。

13、失格事項等

(1) 次の事項は失格とする。

同一バンドにおいて、重複する交信(受信)局数がログシートに記載されている交信(受信)局数の2%を越えており、かつ、その重複する交信(受信)局を得点としている場合。

ログシートに記載されている交信(受信)局のコールサイン等について審査の結果、明らかに虚偽の記載と認められた場合。

運用した場所(特に住所と運用地が異なる場合)が明確に記載されていない場合。

この規約に定める事項に違反した場合。

JARL兵庫県支部オール兵庫コンテスト委員会で失格と認めた場合。

(2) JARL兵庫県支部ホームページで発表したコンテスト結果に対して一ヶ月以内に異議の申立てを受け、裁定の結果失格となった局は、失格の日から3年間は兵庫県支部主催のコンテストに参加しても入賞を認めない。

(3) 失格となった局は、コールサイン及び失格の理由をJARL兵庫県支部のホームページに発表する。

14、JARL兵庫県支部登録クラブ対抗

兵庫県内で運用されたJARL兵庫県支部登録クラブの構成員及びそのクラブが開設する社団局から申告された得点を、クラブごとに集計の上、順位を決定する。

15、結果発表

平成23(2011)年3月頃のJARL兵庫県支部ホームページ。

なお、結果発表を郵送で希望の方は、80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

16、変更点にご注意ください。

使用周波数帯の一部変更 紙ログの提出先変更 提出締切日が変更 参加賞は終了 結果の早期発表